



# 市議会報告

日本共産党

11年3月21日 第1164号  
【発行】  
日本共産党浦安市議団  
市役所内控え室(議会棟1階)  
☎&FAX (350)1243

平和大好き  
憲法9条は  
世界の宝



市議会議員  
元木美奈子

入船 4-37-14  
☎355-8526  
minamotonton@  
jcom.home.ne.jp



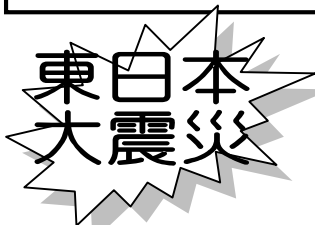
市議会議員  
井原めぐみ

東野 2-8-13  
☎353-4730  
i\_megumi@d8.  
dion.ne.jp



市議会議員  
美勢 麻里

北栄 2-3-16-203  
☎354-9269  
m5mise@jcom.  
home.ne.jp



# 埋立地のゆえの被害甚大

お困りごとはありませんか?  
皆さんの声をすぐに届けます

市域の3分の2が埋立地の浦安。11日の東日本大震災で液状化により、家屋や電柱が傾き、ガス管、水道管や下水道管がいたるところで損傷し、トイレもガスも使えない、水が出ないという深刻な被害状況です。その上、計画停電や余震が絶えないもって、見通しのつかない被災生活に市民の不安が広がっています。党市議団は連日全力で皆さんの声を関係機関に届けています。

被害にあわれた皆さんへ、心よりお見舞い申し上げます。

日本共産党市議団は、皆さんの声を、市の災害対策本部や担当課を始め、関係各機関にすぐに届けています。ご遠慮なくなんでもご要望を各議員にお寄せ下さい。ファックスやメールもご活用下さい。すぐにかかけつけます。

また各議員に毎日示される市の対策本部等からの情報もお知らせしています。

元木美奈子事務所

☎&FAX 355-8526

井原めぐみ事務所

☎&FAX 353-4730  
090-6045-2758

みせ 麻里事務所

☎ 720-2488  
FAX 721-2489

泥やがれきの処理は?

塀や瓦などがれきについては、市のクリーンセンター(千鳥15番地2 ☎381-5300)にご自分で持ち込めば無料で引き取ります。泥については家の前の道路まで出してあれば、時間がかかっても必ず市が回収します。

地震保険に入っていて  
ブロック塀がこわれたら

- ① できれば片付ける前に写真を撮っておく(①こわれたブロックの様子②家の全体③表札が見えるようなもの)
- ② 片付けた残骸は残してお

傾いた家の相談は?

- ① 当面3月19日から22日まで浦安市文化会館1階ロビーで住宅相談窓口が開設されています。対応は(社)千葉県建築士事務所協会市川・浦安支部、(社)千葉県建築士会市川支部です。23日以降については未定です。お問い合わせ下さい。
- ② 市の建築指導課で申請があれば危険度判定をしています。※電話がつながりにくい場合は各議員にご連絡下さい。
- ③ 保険証をとりだして電話する(1~2万円でも補償する商品もあります) ※保険会社によって違いがあります。



※裏面に続く

# り災証明と被災証明って？

り災証明書・被災証明願は、損害保険会社へ申告する場合や、銀行から融資を受ける場合、勤務先へ提出する場合など、必要に応じて使用するものです。提出方法など、詳しくは、提出先の機関へお問い合わせください。

## り災証明書とは

地震により被害を受けた家屋の被害の程度を証明するものです。

◎必要書類等は

- ①印鑑（認印可）
- ②本人確認資料（自動車運転免許証など）

※後日現地調査を行い、建物の被害を判定し、り災証明書を発行します。発行には日数がかかります。申し込みは電話でも大丈夫です。市の職員が調査のため訪問します。

## 被災証明願とは

地震災害を受けた事実や

塀・扉などの付帯物、動産などの被害を証明するものです。

◎必要書類等は

- ①印鑑（認印可）
- ②本人確認資料（自動車運転免許証など）

- ③被災物件の記録写真（被災物件の証明の場合）
- ④修繕見積書（すでに修繕を開始している場合）
- ⑤委任状（本人または同居家族以外の方が申請する場合）

※被災状況を添付資料により判定し、被災証明を発行します。

## 申請は

午前8時半～午後5時に収税課（市役所本庁舎2階）まで ※当分土・日・祝日も受付しています。



## 申請により減税が可能です

今回のような災害を受けた場合、課税対象額を減らすことができます。税金の所得控除が受けられます。来年の確定申告が対象です。「雑損所得控除」と「災害減免法による現在との2つの方法があり、所得金額や損害金額により、いずれか有利な方を選択することができます。

### ◎雑損所得控除

損害を受けた金額と取り壊し・除去にかかった費用から5万円を引いた金額を、所得から控除できる制度です。金額が大きくその年

の所得で控除しきれない場合は3年を限度に翌年に繰り越すことができます。

### ◎災害減免法による減税

所得が1千万円以下であること、災害によって受けた住宅等の損害金額（保険等での補填を除く）がその家財等の1/2以上であることが要件です。

所得金額	減額割合
500万円以下	全額免除
500万～750万円	1/2を免除
750万～1000万円	1/4を免除

◎市民税にも災害により損害を受けた場合の減免措置があり、平成23年度の税額が対象です。

## 「復旧を急いで」 県水道局に申し入れ



地震発生から三日後の14日、日本共産党市議団は断水対策を急いでほしいと県水道局に申し入れしました。

地盤の悪さと液状化という浦安独自の悪条件で、漏水箇所確定が困難であること、ガスの改修が終わらないと危険で手がつけられないこと、さらには計画停電の影響で、予定どおり進められない状況が明らかになりました。妙典給水場に近い地区から水圧を戻していくとのこと。